

発行日：
被保険者番号：

高額療養費支給決定通知書

先に申請のあった国民健康保険療養費の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

伊丹市長
中田 慎也

印

記

住所

氏名 様

金額	総支給額 円				
支給決定日					
振込期日					
金融機関					
内 訳					
診療年月	申請者(世帯主)	対象者	支給額 支給済額	貸付額 充当額	差引支払額

支給金額の内訳が、診療年月・対象者ごとに一覧で記載されます。

この処分について不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に兵庫県国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。

また、審査請求に係る裁判を知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として、この裁判又は処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、裁判を知った日の翌日から6か月以内であっても、裁判の日から1年を経過すると裁判又は処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の①～③のいずれかに該当する場合は、裁判を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。
①審査請求のあった日から3か月を経過しても裁判がないとき②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(お問い合わせ先)

〒664-8503
伊丹市千僧1-1
伊丹市健康福祉部保健医療推進室国保年金課
電話番号 072-784-8040